



Monthly Management Report

平成19年9月

今月のメニュー

- 同族会社のオーナー給与について
- 相続税の仕組みについて
- 今月のコラム 【損益計算書を読む。経費編。】
- 事務所通信
- 京都経営主催 相続対策セミナー

いつもお世話になりましてありがとうございます。

現在、京都経営では、大学生を対象としたインターンシップを実施しております。

インターンシップに参加していただいている学生さんからは、日々の業務に接していただくことにより様々な意見をいただきます。

その意見を聴いていると、初心に帰ることができ、スタッフにとっても非常に有意義な活動になっています。

詳しくは、弊社スタッフブログ(京都経営のオフィシャルHPにリンクを貼っています)をご覧ください。

ご質問等ございましたらお気軽に弊社までお問い合わせください。

税理士法人 京都経営 株式会社 京都経営コンサルティング



税理士法人 京都経営
株式会社 京都経営コンサルティング

〒612-8362 京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
Tel: 075-603-9022
Fax: 075-603-9055

URL: www.kyotokeiei.com

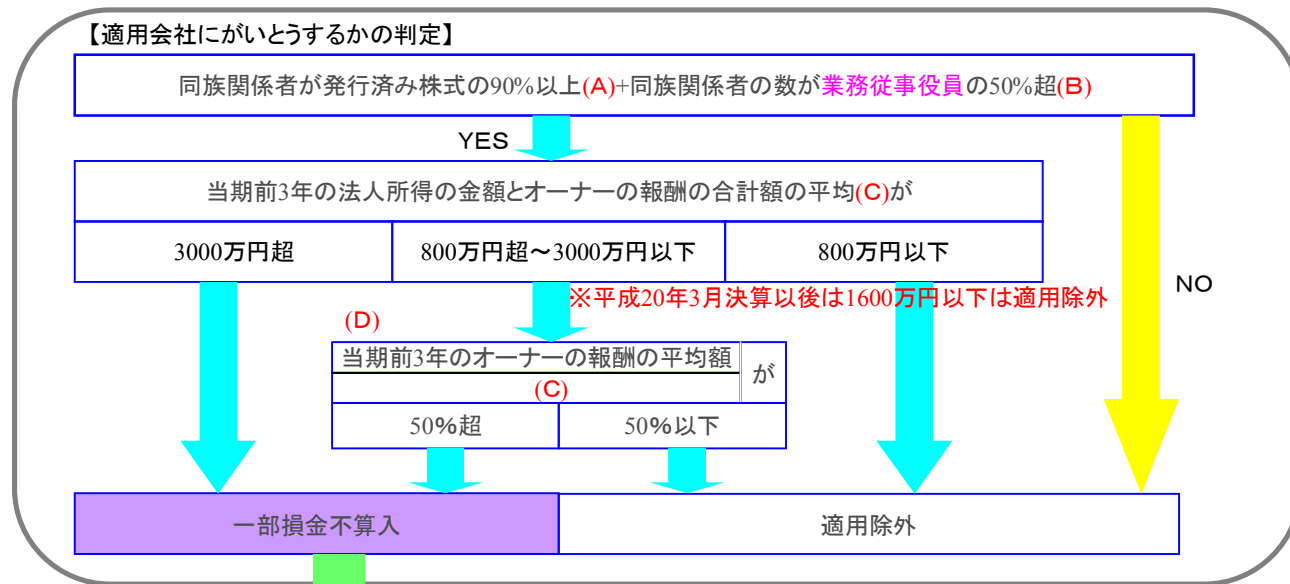
Mail: info@kyotokeiei.com

Staff blog: <http://ameblo.jp/kyotokeiei-staff>



同族会社のオーナーの給与について

平成18年の税制改正で役員報酬について大きな改正がありました。その中で、一部の同族会社の役員報酬が、全額損金に算入されない場合があります。どのような場合にこの適用会社に該当するのかを確認します。



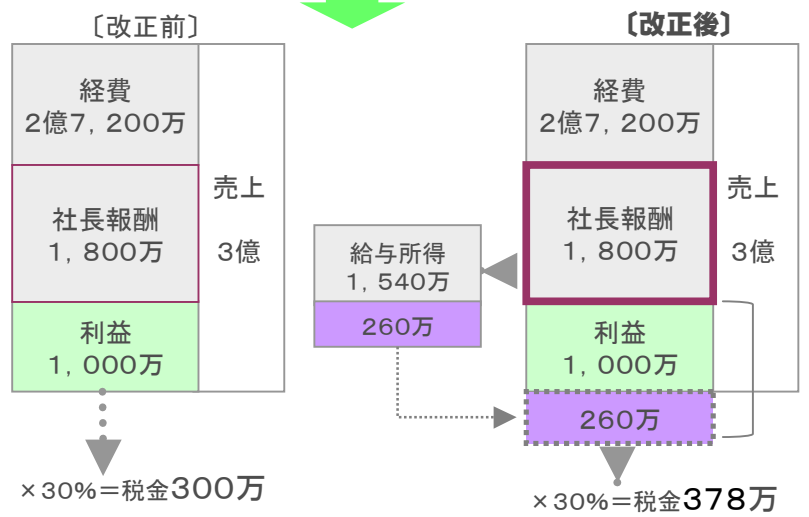
《趣旨》

新会社法では最低資本金制度の撤廃等により、個人事業者が容易に法人形態を選択できるようになり、法人の段階で役員報酬の額を損金(費用)にすることができ、また個人の段階でも給与所得控除額(給与所得者の必要経費)が利用できていました。

しかし、平成18年の税制改正により、一部の実質的オーナー会社の役員報酬(賞与含む)の給与所得控除部分(例の260万)を損金不算入にする改正が入りました。

この改正はこれから起業を目指す方はもちろん、中小企業の経営者にとっては大きな影響があると思われます。この規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、その各事業年度末の時点で判定がされます。基準年度の判定は、当期前3年を対象となりますが、損金不算入の対象となる役員報酬は、当期の報酬額になります。

例えば



《適用外になる主な場合》

- ①発行済み株式等の10%超を第三者が保有している場合(A)
単なる形式だけでなく、株主としての実質を有し、6親等の血族・3親等の姻族以外の親族等の身近な人以外が保有している場合が該当します。この時、勝手に譲渡される等のトラブルを防ぐためにも、譲渡制限株式及び取得条項付株式に変更する必要があります。
- ②常務従事役員のうち同族関係者の割合が50%以下の場合(B)
実質的に常務している者で、例えば第三者の営業部長が「取締役兼営業部長」になっているケースなどが考えられます。具体的には常勤の親族の役員と常勤の第三者の役員の数が同数までであれば、この規定からは外れることとなります。
- ③生命保険を活用する場合(C)
生命保険を活用することにより、役員報酬の額を抑えた場合(D)の判定で50%以下になる場合があります。

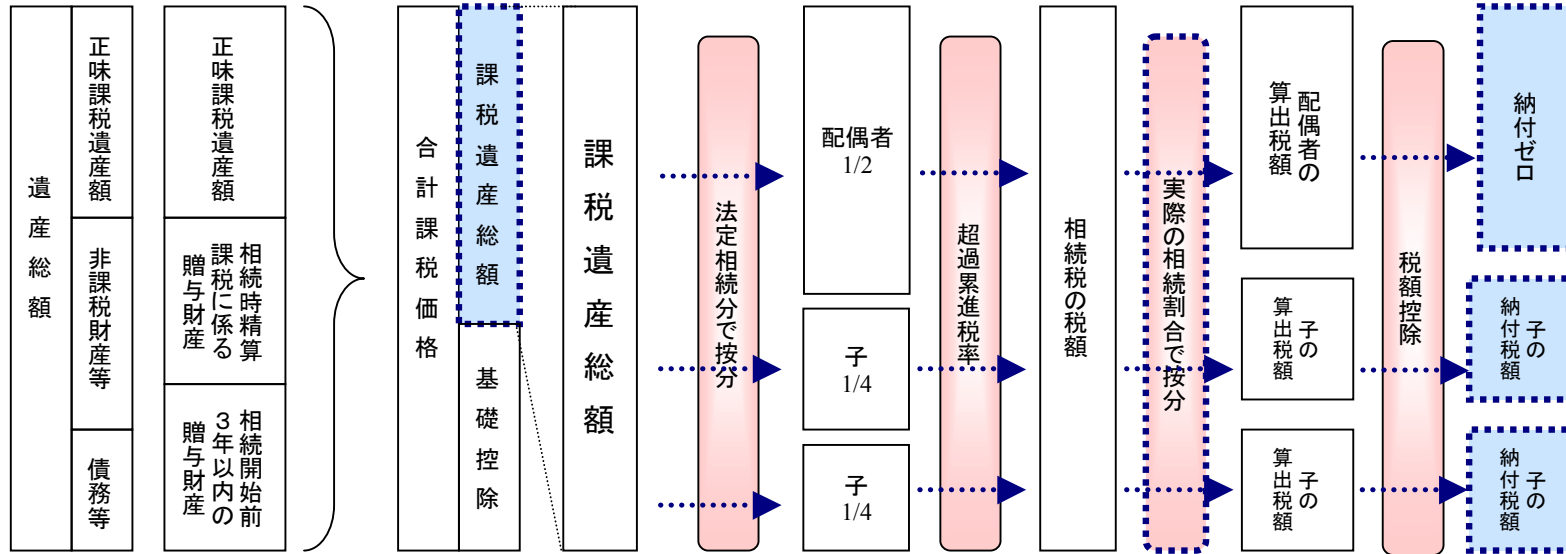
いずれにしても、増税を回避するばかりに経営自体に支障をきたしては意味がありません。また、形式的にこの増税を回避しようとしても、税務上否認される恐れもありますので、総合的に長期的な経営判断が必要とされます。



相続税の仕組み

相続税額はどのように計算するのでしょうか？
また、どのような対策が有効でしょうか？

相続税の税額計算の仕組み 相続人奥さん 子供2人の場合



配偶者控除

法定相続分又は1億6千万円の
いずれか大きい金額に対する
税額まで控除

未成年者控除

20歳に達するまでの年数×6万円

障害者控除

70歳に達するまでの年数×6万円

贈与税額控除

課税価額に算入した贈与財産
につき課された贈与税額を控除
等

非課税財産

死亡保険金等の非課税
国等に対する相続財産の贈与 等

課税価額の減額特例

小規模宅地等の8割減額等

基礎控除

5,000万円
+(1,000万円×法定相続人数)

超過累進税率

各相続人の取得価額	税率
～1,000万	10%
～2,000万	15%
～5,000万	20%
～1億	30%
～3億	40%
3億超	50%



Message 相続対策とは？

ご自身(又は両親)の財産の棚卸しをし、相続税の試算(現状分析)をすることからスタートです。

相続対策には、遺産分割対策(誰が何を?)、納税資金対策(どうやって払う?)、相続税対策(税金を安く!)の三原則があります。相続対策というと、すぐに相続税対策と考えてしまいがちですが、

相続対策で一番重要なのは、遺産分割対策です。

次に重要なのは、納税資金対策です。この2つの問題を解決した上で、最後に相続税の節税対策を行うべきです。

相続対策の具体例は次回事項、お伝えします。

こんなモノも相続税の対象です。





今月のコラム 【損益計算書を読解する。経費編。】

経費を分解する。

勘定科目名	金額	内容
広告宣伝費	500千円	地域の新聞への掲載料・雑誌への掲載料
人件費(パート代)	1,500千円	接客9名・製造6名
運賃	580千円	〇〇運送を利用。
地代家賃	600千円	2店舗分の家賃(350千円と250千円)
水道光熱費	1,000千円	水道代:200千円、電気代:500千円、ガス代:300千円
車両費	200千円	ガソリン代、整備代
旅費交通費	250千円	電車代、出張代など
通信費	200千円	携帯代、固定電話代、ネット接続料
消耗品費	300千円	事務用品:100千円、コピー代:200千円
雑費その他	100千円	

損

益計算書とは、その会社の「もうけ」の状況を表す表です。
一般的な損益計算書は数字の羅列であり、何が重要かが分かりにくいものとなっています。

会社として、利益を上げるためには、売上(収益)を増加させるか、経費(費用)を減少させるかしかありません。経費を適正に減少させるためには、何が必要か、一つ一つ確認していきましょう。

まず、経費を分解してみます。
例えば、「水道光熱費」という勘定科目ひとつをとっても、電気代・水道代・ガス代などが一緒になって合計の金額が表示されます。
そこで、それぞれの内容の請求書を確認することにより、各経費の内訳を確認します。

また、ひとつの区分の方法として、

- エネルギーコスト(電気代・ガス代・水道代)
- オフィスコスト(通信費・コピー代・家賃・ビルメンテナンス代など)
- オペレーションコスト(パート人件費・商品ロスに伴う経費など)

と分けることができます。これらを、金額の大きい順に並べ替え、また、効果の即効性の観点から、優先順位をつけて取り組むことも重要です。

経費を減少させるために、設備投資をする例もよく目にします。
例えば、電気代を減少させるために省エネシステムを導入する、などです。
これらの設備投資は、うまくいけばよいのですが、その前に実践すべきことがあります。

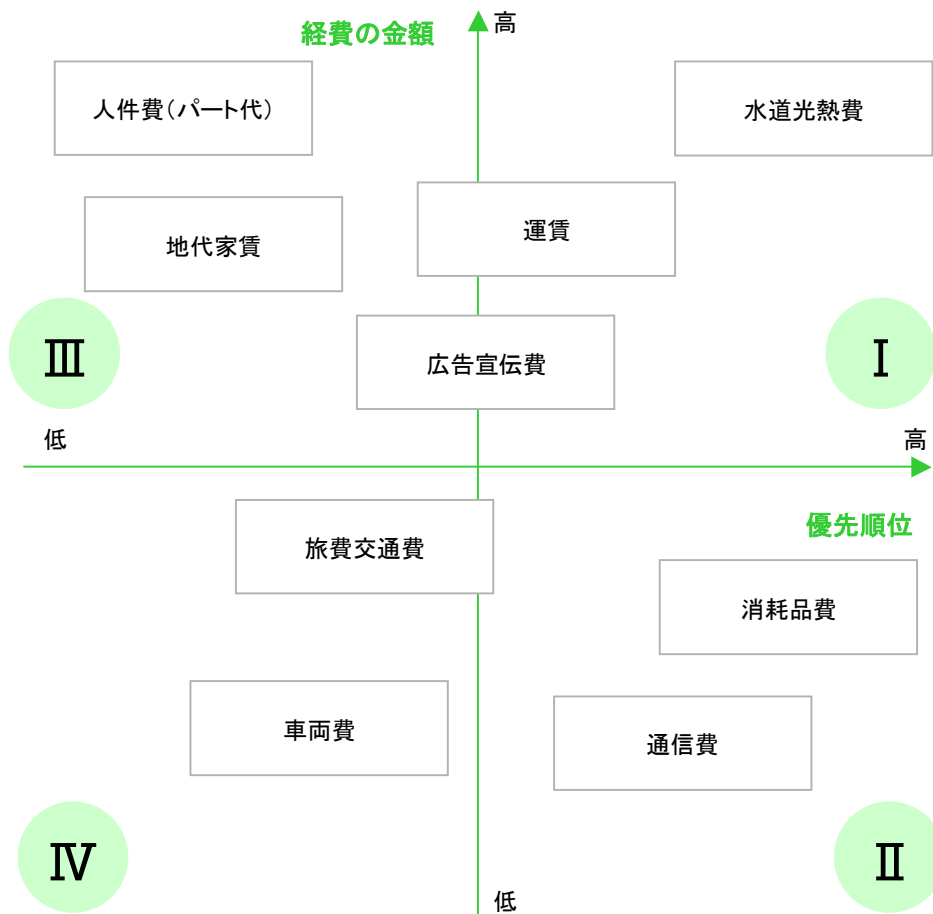
- ①購入単価(コピーのカウンター料金など⇒〇円/枚)の見直し交渉【調達】
- ②そのコピーが必要かどうかの検証・改善【運用改善】

上記2点が完璧にできてからでなければ、どんなに素晴らしい設備を導入しても効果はあがらないでしょう。

また、経費がどのように使われているかをきっちりと開示すること・経費を減少させるためのノウハウを共有すること・経費が減少した分をいかに配分するかのルールを徹底すること、も非常に重要です。



今月のコラム 【損益計算書を読解する。経費編。】



☆開示☆

電力使用量

☆午後からの節約意識が低い⇒原因は？

AM7:00

PM11:00

☆ノウハウ☆

外出時パソコンOFF ...etc

☆配分ルール☆

減少した分のコストの50%を賞与に加算